

平成 25 年 8 月 16 日

日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 様
日本臨床心理士会資格プロジェクトチーム
代表 野島一彦 様

新潟県臨床心理士会
会長 長谷川早苗

資格問題の諸情報・電子速報版 No.13 に対する疑義

残暑の候、先生方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、過日配信された資格問題の諸情報・電子速報版 No.13 について、当会会員より質問がありました。

問題の箇所は、6 ページ (1) 精神科七者懇談会 に関する部分です。日本臨床心理士会は精神科七者懇談会の見解について「次のような点で、基本的には当会も支持している三団体要望書(末尾に記載)の方向性と骨子が合致しているとの意見も出ました」として、次の 6 項目を挙げています。

- ①医療では医師の指示を受ける。
- ②他専門職と連携する。
- ③医療機関としての開業はできない(私設心理相談機関の開設はできる)。
- ④相談者が疾病に罹患し主治医が存在する場合には医師等の医療職と連携・協働する。
- ⑤現任者、有資格者は<経過措置>の対象となる。／国家資格法制化後に新規に大学に入学する人の場合、受験資格は心理学を修めての学部卒+大学院修了を基本とするが、心理学を修めての学部卒+数年間の実務経験の者も受験できる。
- ⑥名称について先方は「士」を主張するが、当方は心理師(仮称)としており、こだわらない。

一方、資格問題の諸情報 No.12 によれば、精神科七者懇談会の見解は以下の通りです。

記

1. 医療分野における医師との関係については、心理相談等の多くは医行為に含まれるので医師の指示を受けることとする。
2. チーム医療での協議をはかり、多様化する医療ニーズに対応するため、関係者・関係諸機関との協議検討を行う必要がある。
3. 心理的行為は医行為と峻別できない部分が多く、また名称独占の業務となっている

ので、医療機関としての開業権は認めることは出来ない。

4. 教育・産業等の分野における医療との関係については、精神・身体疾患の有無の判断と責任のあり方について明確にする必要がある。すなわち相談者が現に疾病に罹患して主治医が存在する場合には連携・協働して当てる必要がある。他の医療職種についても連携のあり方を協議する必要がある。

5. 教育研修体制については、学部教育において心理学、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒然（ママ）卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。

6. 「心理師」の表記については「師」ではなく、「士」が必要である。

以上

疑義があったのは、骨子が一致したとしてあげられている項目⑤です。質問者は、ここにあげられている内容、

現任者、有資格者は<経過措置>の対象となる。／国家資格法制化後に新規に大学に入学する人の場合、受験資格は心理学を修めての学部卒+大学院修了を基本とするが、心理学を修めての学部卒+数年間の実務経験の者も受験できる。

について、<経過措置>は上述の「精神科七者懇談会の見解」の中には一言も記載されていないにもかかわらず、どうしてこう言えるのか、とても不思議に思ったとのことでした。さらに、この見解には「教育研修体制については、学部教育において心理学、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒然（ママ）卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。」とありますが、ここでは大学院については全く触れられていないし、「学部教育」や「卒然（ママ）卒後、国家資格取得後の研修体制」といった記載からは、むしろ学部卒の資格を前提としているようにさえ読める文言であるのに、それをどう受け止めると項目⑤のように「受験資格は心理学を修めての学部卒+大学院修了を基本とする」となるのか、全くわからなかったとのことでした。

たしかに、質問者の疑義の通り、これをもって骨子が一致したというのは極めて困難なように思われます。精神科七者懇談会の見解から、どうしたら項目⑤のような骨子が導き出されるのか、ご教授いただけたら幸甚です。ご多忙のところ恐縮ですが、ご回答のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、この質問は、当会ホームページにも掲載させていただき、申し添えます。

末尾ながら、先生方のますますのご健勝をお祈り申し上げます。